

手続きチェックシート

転居

(印西市内で引越し)

印西市内で引越しされた方へ

**本庁舎 1階
市民課窓口へ**

暮らしに役立つ情報を届けたい。ぜひ、友だち追加をお願いします。

LINE 印西市 公式 LINE 友だち募集中!




忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・ 窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類 (右記参照)
- ・ お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・ 外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- ・ 委任状 (同一世帯以外の方が届出をする場合)

本庁内の配置図や各窓口の場所の確認は右の二次元コードからご確認ください

支所・出張所の場所や連絡先などの確認は右の二次元コードからご確認ください




本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で本人確認できるもの <官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など>



運転免許証 マイナンバーカード

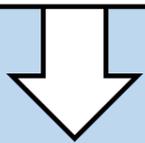
その他、
・ パスポート ・ 障害者手帳
・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で本人確認できるもの
・ 資格確認書
・ 介護保険証・年金手帳・年金証書
・ 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。

関連する手続きは下記にあります



必要書類がそろわない手続きは、後日あらためて来庁いただく場合があります。

転居

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認ください。

⇒オンライン申請可

⇒市HP案内詳細

[★]マークのある手続きは、各支所・出張所で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか?	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
住所	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの住所変更	(お持ちの方) ・ マイナンバーカード ・ 交付時に設定した暗証番号	本庁舎 1階 市民課	◇
	マイナンバーカードの券面が満欄で早急にマイナンバーカードの発行を希望される方	マイナンバーカードの特急発行 ※約一週間後、カードが書留で届きます。(混雑状況によって日数が前後します)	(お持ちの方) マイナンバーカード ※原則本人来庁		◇
	在留カード又は特別永住者証明書、いずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書		◇
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります ※手続きは不要です			★
国民健康保険・年金	国民健康保険に加入している方、又は加入する方			本庁舎 1階 国保年金課	
	→ 69歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付	旧住所の国民健康保険資格確認書		★
	→ 70歳から74歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付	旧住所の国民健康保険資格確認書		★
	→ 各種認定証をお持ちの方	・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証 の住所変更	・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証		◇
	75歳以上の方、又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	手続き不要 (お手持ちの資格確認書はそのままお使いいただけます)			★
→ 各種認定証をお持ちの方	特定疾病療養受療証の住所変更	・ 特定疾病療養受療証	◇		
年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	手続き不要 (日本年金機構に送付先設定を行っている方で変更を希望する場合は日本年金機構へ)		日本年金機構へお問い合わせ下さい	日本年金機構 船橋年金事務所 047-424-8811	
子ども	児童手当を受けている方、又は受給者の配偶者で、(0歳～高校生年代(18歳到達年度まで))世帯構成に変更がある方	原則手続き不要。 ※ただし、児童手当受給者と児童が別住所となる場合には、状況に応じた手続きが必要になります。	※受付窓口でご相談ください	本庁舎 別館 1階	★
	子ども医療費助成受給券をお持ちの方 (0歳～高校生年代のお子さま)	住所変更	子ども医療費助成受給券		★
	児童扶養手当を受けている方	住所変更 同居親族に関する申告 ※全部停止の人も手続きが必要です	※受付窓口でご相談ください		◇
	ひとり親家庭等医療費助成受給券をお持ちの方				◇
	保育施設等の利用を希望する方	保育施設等の入園相談	※受付窓口でご相談ください		◇
	保育施設等を利用している方	保育施設等の申請事項変更、幼稚園等の認定変更			◇
	小中学生のお子さまがいて、通学区が変わる方	転校手続き ※交付された入学通知書通り転校する方は、転校先の学校で手続き 通学区外の学校に通学したい場合は学務課にて手続き	前の学校で発行された ・ 在学証明書 ・ 教科用図書給与証明書 (学校に提出)		各学校
就学援助の認定を受けている方	学校への届出	※受付窓口でご相談ください		—	

転居

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認ください。



⇒オンライン申請可



⇒市HP案内詳細

[★]マークのある手続きは、各支所・出張所で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済	
介護	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方（65歳以上又は要介護認定を受けている方）	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の住所変更（住民異動届を行うことにより必要な届出がされたものとみなし、記載内容を変更した新たな保険証等を交付します。窓口に来庁しない場合は、記載内容を変更した新たな保険証等を郵送します）	旧住所の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証	本庁舎1階 高齢者福祉課	◇	
	紙おむつ給付サービスを受けている方	紙おむつ給付サービスの給付先の住所変更	紙おむつ給付サービス変更届出書		★	
	福祉タクシー券を交付されている方	福祉タクシー資格喪失変更	印西市福祉タクシー資格喪失変更届		★	
	外出支援サービスを利用している方	外出支援サービス登録状況変更	印西市外出支援サービス登録状況変更届		★	
	高齢者緊急通報装置設置等サービス事業を利用している方	高齢者緊急通報装置設置先の住所変更	高齢者緊急通報装置設置等サービス事業変更届出書		★	
	高齢者	高齢者等配食サービス事業を利用している方	高齢者等配食サービス事業変更申請	高齢者等配食サービス変更申請書	本庁舎1階 障がい福祉課	★
		障害者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など ・マイナンバーが分かるもの		◇
		重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちの方	重度心身障害者医療費助成受給券の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費助成受給券		◇
		自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）をお持ちの方	受給者証の住所変更	自立支援医療費受給者証		◇
		障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受給している方	市内転居	受給者のマイナンバーが分かるもの		◇
特別児童扶養手当を受給している方		住所変更	窓口でご相談ください	◇		
心身障害者（児）施設通所交通費助成を受けている方		変更届の提出	印西市心身障害者（児）施設通所に係る交通費助成変更届	◇		
移動支援事業を利用している方			印西市移動支援事業利用変更届	◇		
日中一時支援事業を利用している方			印西市日中一時支援事業利用変更届	◇		
配食サービスを利用している方			高齢者等配食サービス変更申請書	◇		
がい	特定疾患見舞金の支給を受けている方		・特定疾患見舞金受給等変更届 （注意）受給者証の記載内容は保健所（千葉県）で変更していただき、変更後の受給者証の写しは印西市に提出する必要があります。	◇		
	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更	障害福祉サービス受給者証	◇		
い	児童通所受給者証をお持ちの方			◇		
	児童通所受給者証をお持ちの方			◇		
料金	上下水道を使用する方、又は使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	※お住まいの地区により、受付窓口が異なります 市ホームページをご覧ください 市水道課（0476-33-4615）へお問い合わせください また、井戸をご使用の方は、市下水道課（0476-33-4696）までお問合せください	第一環境棟（市営水道） 0476-42-8201 県水お客様センター（県営水道） 0570-001-245 長門川水道企業団 0476-33-7718 下水道課 0476-33-4696		
その他	犬を飼っている方	住所変更手続き 【マイクロチップを装着した犬】 環境省データベースでの変更の手続き 【マイクロチップを装着していない犬】 ちば電子申請サービスでの変更手続き		本庁舎2階 環境保全課	★	
	ごみの出し方のご案内	資源物とごみの分け方 出し方・各地区の収集曜日	※お住まいの地区により、ごみを出す日が異なります	本庁舎2階 クリーン推進課	—	
	粗大ごみの処分が必要な方	収集の申込み	※事前の予約が必要です	粗大ごみ収集事務所 0476-80-8686		

2026. 2. 1現在

引越しワンストップサービス〈印西市内での引越し〉

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで引越し（市内）手続きの来庁予定の連絡ができます。
[住所、氏名などを事前に入力していただくため、来庁時に届書の記載が不要になります]
- ・引越し後の手続き（転居届）は、マイナポータルから行えないため、必ず来庁が必要です。

印西市

〒270-1396
大森2364番地2

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです）

0476-42-5111(代表)

WEB

土曜日に開庁している市民課業務取扱窓口については、右の二



印西市公式ウェブサイト <https://www.city.inzai.lg.jp/>